

## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の背景と趣旨

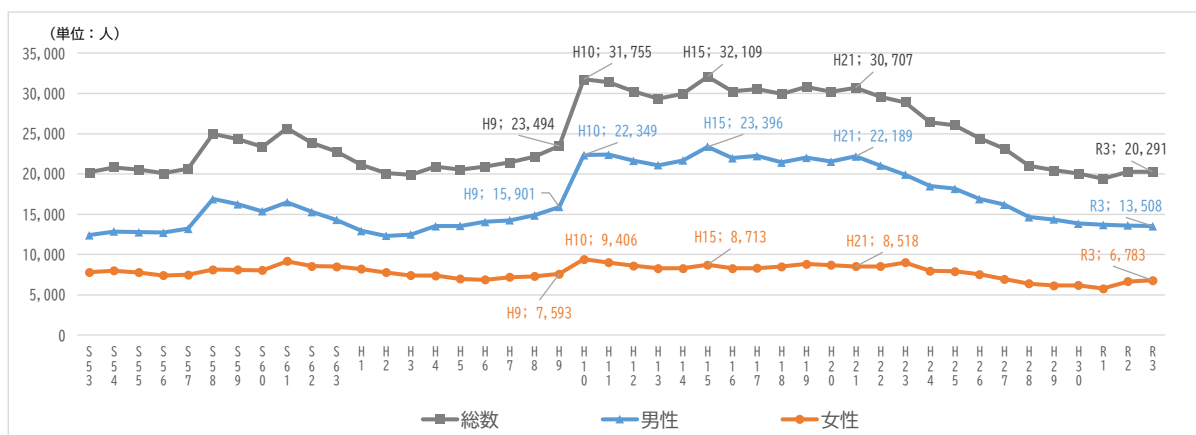
#### (1) 背景

我が国の自殺対策は、平成 18（2006）年に自殺対策基本法が制定されて以降大きく前進しました。「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は平成 21（2009）年から令和元（2019）年に減少するなど、一定の成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、令和 2（2020）年には 11 年ぶりに前年を上回りました。我が国の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）は、依然として G7 諸国の中で最も高く、自殺者数も毎年 2 万人を超える水準で推移していることから、非常事態は続いている状況です。

このような中、令和 4 年 10 月、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、地域自殺対策の強化などが示されました。

また、この新たな大綱で示された「子ども・若者の自殺対策」として全国で増加する子どもの自殺を防ぐため、令和 5 年 6 月 2 日「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられました。

【自殺者数の推移（全国）】



資料：人口動態統計

#### (2) 趣旨

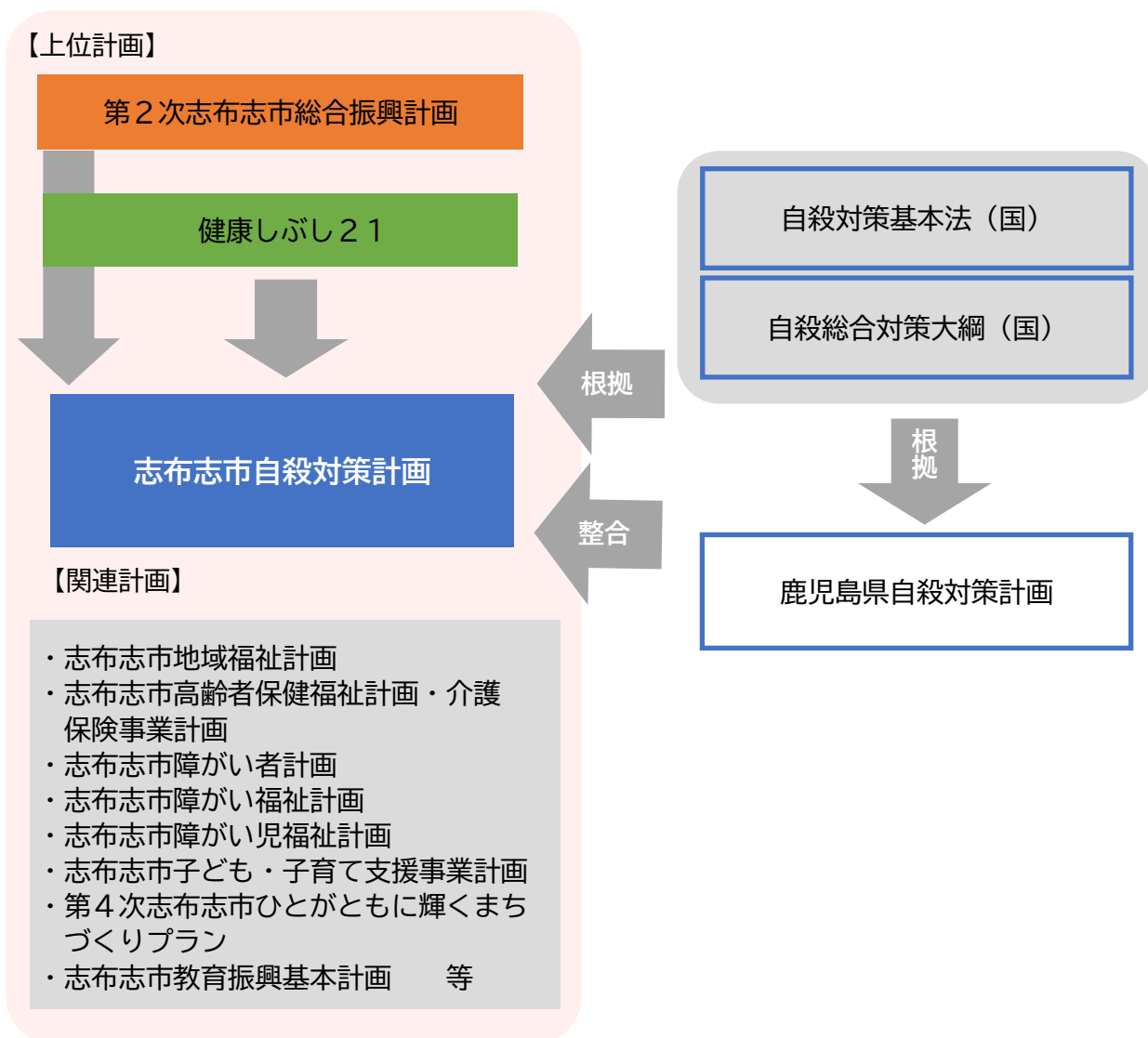
本市では、平成 30 年 9 月に自殺対策の関係機関・団体等と連携を図り、総合的な自殺対策の検討を行う場として、「志布志市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、令和元年 5 月に自殺対策を推進するための具体的な取組を定めた「志布志市自殺対策計画」を策定し、関係機関と連携を図りながら、全庁的な取組として自殺対策を推進してきました。

この計画が令和 5 年度で満了となることから、令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の内容を反映させるなどの見直しを行い、「第 2 次志布志市自殺対策計画」として定めたものです。

## 2 計画の位置付け

- 本計画は自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として定めたものです。
- 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第3条の規定に基づく市の状況に応じた施策を体系的に示す計画です。
- 国の自殺総合対策大綱（令和4年10月）が定める「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を誰もが受けられるよう、全事業の中から「生きる支援」に関連する事業、つまり既存の事業を最大限活かすための計画です。
- 「志布志市総合振興計画」「健康しぶし21」を上位計画として、その他関連する各種計画との整合性を図りながら、自殺対策を推進していきます。

### ■計画の位置づけ



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

また、国や県の施策と連動する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4 計画の数値目標

本市においては、令和4年の自殺死亡率（人口動態統計）が26.5となり基準年とした平成27年の27.2と比べると0.7減少しています。また、国の新たな自殺総合対策大綱で、「令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」と旧大綱の数値目標を継続することが示されていることから、令和8年の数値目標を「19.0以下」とします。

さらに、計画最終年の令和10年の数値目標としては、令和8年を維持、減少を目指し「19.0以下」とします。

#### ■志布志市の自殺対策数値目標

##### ①自殺死亡率

項目	平成27年 (基準年)	令和4年 (現状)	令和8年	令和10年
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)	27.2	26.5	19.0以下	19.0以下

##### ②年間自殺者数

項目	平成27年 (基準年)	令和4年 (現状)	令和8年	令和10年
年間自殺者数	9人	8人	5人以下	5人以下
(参考) 総人口の実績及び推計値	33,096人	29,808人	27,846人 (R7)	25,946人 (R12)

※自殺者数は総人口に自殺死亡率を乗じて算出しました。令和8年及び令和10年の算出にあたっては、総人口の推計が国勢調査をもとに5年ごととなっているため最も近い年度である令和7年と令和12年の推計値をそれぞれ用いています。